

## 本日の記者会見で訴えたいこと

(2009年09月25日 長崎県庁記者室にて)

**【長崎県議会百条委員会が先週9月19日にまとめたとされる「本社予定地を変更していたことを県側に情報を与えず投資させたのは不作為の詐欺にあたる」として県と財団に刑事告訴などの法的対応を検討するよう求める意見書案」は根拠が無く不当である。】**

9月10日、本記者室にて既に説明したように、百条委員会委員の言っている不作為の詐欺の事実は存在しない。このことは先週18日に初めて開示された百条委員会議事録を読むことで誰にでも理解可能なことであるが、念のために9月10日の記者会見時配付資料から以下、事実経過を再掲する。

報道された詐欺罪の内容は虚偽である(以下、取締役議事録などの記録より)：

- 2005年12月6日 取締役会： 今回の増資が終了する1月中には候補地(大村市を含む)の内から立地場所を決定して準備にかかることを決めた。
- 2006年1月当時 大村市新設案も含めて既存ビル賃貸改装案、ビル購入改装案など実現可能な案を種々模索していた。
- 1月上・中旬ころ？ 今回の増資に財団も加わるようにIMIに申請。
- 1月27日 株主総会： 財団も含めて新株発行と引受先を決定した。(この1月時点では融資を受けて松山町ビルを購入するという具体的話は存在していない。)
- 2月1日 I氏より頻りに送られてきた多くのビル情報の中の一つとして松山ビルの情報がメールで寄せられたが、同ビルの売却は2月中まで不明である旨の連絡内容であった。
- 2月中 実現可能な具体的プランを見出すため種々の案を平行して検討した。
- 2月27日 いくつかの改修プランを検討しては断念を繰り返す中、松山ビルの改装プランをK取締役とH取締役に検討を依頼。
- 3月2日 松山町ビルの改装について■■■■・■■■■取締役の意見をメールで受け取り、その図面を元に電話で意見交換を重ねた。
- 3月上旬ころ 最終的に松山町ビルは改装によって研究所として使えるビルと判断された。
- 3月8日 取締役会： 大村市設置案、ビル購入改装案などが平行して話し合われ、ビル購入改装案は借入れを必要とするのでこの可能性を調査することになった。
- 3月23日 熱心な長崎市の本社誘致が続いており、長崎市長から誘致文書が送られてきた。
- 3月25日 取締役会： 融資許可を前提に松山ビル購入改装案を進めることを決議。
- 3月30日 取締役会： 融資許可の連絡を受けて松山ビル購入改装案を実施することを確認。

**【長崎県議会には、百条委員会の違法な運営実態と法的根拠の無い意見書案をまとめた事実を冷静に直視し、法治国家の議会議員として県民に恥じぬ今後の判断を求める。】**

一般的に刑事告訴は、告訴する者にも相応のリスクを負った行為である。他人を告訴して、それが虚偽であると判れば、告訴した者が犯罪(虚偽告訴罪)者となる。しかし、議会と百条委員会

や自治体はリスク(責任)を負うことなくヒトを気軽に告訴できる(これに荷担した個々人に虚偽告訴罪を適用できないため)。

このような事情を考慮すると議会と百条委員会が一民間人の刑事告訴を勧告するためには県民に理解できる相応の説明がなされなければならない、議員の説明責任は重いはずである。最低限の責任として、県議会と百条委員会は詐欺罪の構成要件に該当する違法・有責な行為(不作為犯の場合であれば成立要件が作為犯と異なる)があったことを証拠能力のある証拠によって合理的疑いを入れない程度の立証が可能であると判断した根拠を示さなければならない。もし、それすらできないなら、単なる井戸端会議の誹謗中傷で一民間人を社会的に抹殺する行為をまったく無責任に行える人達であるとの批判は免れず、また、名誉毀損等にも該当し得る。

これまで、百条委員会に参加する一部議員は、違法な運営を改めるように要請されても改善する姿勢をまったく示さず、法的根拠も示せないままに民主的手続きをとったかのように装って無責任に一民間人に対する誹謗中傷を繰り返し、そのことが報道されることで一民間人が多大な被害を被ることを一顧だにしない行動を続けてきた。

去る 8 月 3 日、長崎県議会議員全員にこの百条委員会の違法な運営および百条委員会が設置される契機となった上海政務調査団の報告自体が一部議員によって捏造された虚偽報告であったことなどを説明した資料を送って理解を求めた。

このような実情を直視して長崎県議会が県民に説明できる責任ある判断を為すことを求める。

**【 今回長崎で百条委員会が設置された経緯と背景、および違法な運営実態を明らかにし、全てを県民・国民に伝えることで議論を広げ、地方自治における百条委員会のあり方を皆で考えたい。 】**

いずれ長崎県と長崎市の告訴・告発の虚偽が明らかになる時、これに積極的に関わった議員がどのような責任を取るべきなのかを明確にしていきたい。これは、地方自治における百条委員会を今後適法・適正に運用するように改善するために不可欠だと思われる。

「自身は責任を追わない制度であるから、一民間人も含めて、証人・参考人が法的根拠無く社会的に多大な被害を被る結果を生じさせても、自分たち議員の思うがままに不法に何でもやっていいのだ」との尊大な考えが百条委員会の議員らを支配している限り、全国自治体に散見される「政治争いのための道具として百条委員会による告訴・告発が無責任になされている事例」が絶えることもなく、地方自治における適正な百条委員会の運営はとうてい期待できないことになる。

先の議会運営委員会で取り上げられた資料にあったごとく、

「彼らの狙いは政治的なものですから、裁判などで無罪になるかならないかは二の次です。もし百条委員会が設置されて様々に報道されることになり、議会として先生を告発してしまえば、実質的に先生は悪人となって長崎にも居られなくなりますし、知事に汚点を付けることにも成功します。いわゆる、政治的な目的は達成されるのです。その後に、無罪が証明されようがされまいが後の祭りです。」

との話は、正に今回の長崎県百条委員会の実態を予見したものであった。

百条委員会の設置と運営が適正に行われたのかどうかを、事後的にであっても、開かれた場

で多くの人々に検証してもらうことは、地方自治における百条委員会の存在意義を担保するためには欠かせない。

今後は、先週 18 日に開示された議事録を精査することで、百条委員会の設置当初に決められた便宜的委員会の目体とは別にある特定事業者との契約行為に着目した些末な事務手続きの瑕疵を追求するために多大な時間と議員報酬(県民の税金)を費やしてきた実態などを人々に問い掛けるとともに、百条委員会の違法な運営実態を明らかにし、根拠の無い告訴・告発等の決議への議員各人の関わりなど、全てを県民・国民に伝えることで議論を広げ、地方自治における百条委員会のあり方を皆で考えたい。

- 【 1 原告が、被告に対し、平成21年9月15日付停職処分の付着しない労働契約上の権利を有することを確認する。  
2 被告は、原告に対し、金11,000,000 円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払い済みまで年5 分の割合による金員を支払え  
3 訴訟費用は、被告らの負担とする  
、との判決並びに仮執行の宣言を求める。との請求の趣旨で、昨日 24 日、県立大を相手方として提訴した。】

懲戒処分書では兼業従事許可に違反したので処分するとあるが、このこと自体の事実認定が誤っている。加えて、兼業従事の状況報告を求めた職務命令に違反したので処分したとあるが、これらはそもそも、職務命令ではない。労働法の通説からしても簡単に判断できることである。依頼書自体が不備きわまりないものであったため、質問書を大学に提出したところ回答さえなかった。大学側は自ら回答もしないのであって、依頼内容自体に答えることができなかつたのであるから、そのことは処分の理由にはなり得ない。

長崎県公立大学法人の主張する処分の理由。 以下、懲戒処分書より転載。

(処分)

長崎県公立大学法人職員就業規則第46条第1号及び第7号により懲戒処分として停職6月(平成21年9月15日から平成22年3月14日まで)に処する

(処分の理由)

被処分者は、平成15年10月17日から平成20年11月30日までの兼業従事許可(または営利企業等従事許可)期間において、本来兼業が認められていない法人の勤務を要する日または勤務を要する時間内に、勤務日または勤務時間の振り替え申請を行うことなくバイオラボ株式会社の業務に従事し、中国渡航や圏内出張などを行ったことは、兼業従事許可に違反するものである。

また、この結果、無断欠勤をした日は383日である。なお、この383日には、終日欠勤した日だけでなく、1日のうち部分的に欠勤した日も含まれる。

さらに、これらの事実を解明するために本職が職務命令により再三にわたり兼業従事の実施状況の報告を求めたにもかかわらず、これに従わなかつた。

このような行為は、長崎県公立大学法人職員就業規則第33条及び第35条に違反するものである。

よって、上記のとおり懲戒処分に処する。

## 【 兼業従事許可違反との懲戒理由は事実ではない 】

大学発ベンチャー企業バイオラボ社は当時の県立大学の要請を受けて起業され、大学と長崎県の積極的な後押しを受けていた。当初の合意としては、「形式的には兼業許可書に多くの時間を兼業従事するように記載するのも憚れるので、勤務時間外（初回の当初半年間のみ時間外とした）の一日3時間程度と日曜祝日の時間を使ってという程度に留め、しかし、実際には大変な創業作業になるだろうから出来るだけの支援はする」、といったものであった。

会社設立時の多忙さは素人でも理解できることで、当然大学としても創業の忙しさを判った上での兼業許可であった。最初の半年間の兼業許可では勤務時間外の平日3時間と日曜祝日にて兼業従事するという内容で、その後の4年間に4回許可された兼業申請では平日3時間（時間外ではない）と土曜日祝日にて兼業従事する、という形で申請しているが、会社創業期の状況は大学も承知していたのでその活動は黙認されていた。また、勤務時間の振り替え申請をその都度行うことも実務的に困難であった（会社の事務が確立した最後の一年は勤務振替表を提出することが可能となっていたので大学へ提出された）ことから、大学はとくに手続きを求めることなくずっと黙認してきた。久木野教授は授業や実習、会議などはキチンとこなしており、兼業で大学を空けた時間以上を夜間や休日に大学の仕事をしてきた（このことは昨年度の県立大学事務局が県に報告して県議会議事録にも掲載されています）。今回の処分理由は、その勤務時間の振り替え表（届け）を大学に提出していなかったことだと大学法人は主張している。

県立大学自体は開学以来教員の勤務時間をチェックするような管理を行ってはおらず、教員はフレックスタイムで勤務していた。久木野教授も自主的な勤務時間の振り替えを行って実質的に週40時間を優に超える勤務時間を大学業務に費やしてきた。長崎県立大学ではルーティンの非常勤講師などを除いて、毎日の勤務振り替えについてその度に振替表を提出するような事務体制は採られてこなかったし、他の大学と同様、タイムレコーダーあるいはその他の方法にて教員個々の勤務実態を把握する方法などは何も採られていない。多くの大学がそうであるように教員個々の自主的な勤務振り分けに頼ってきた。

大学は久木野教授の勤務状況を承知の上で、かつて一度も注意することなく毎年兼業許可を出してきた。にもかかわらず、県議会にて県会議員が強く久木野教授の処分を迫るように時期から、これまでの態度を翻して、出張届けや勤務の振り替え表が未提出であることを問題であるかのように言い始め、今回においては、なぜか適法な処分の事前手続を拒んでまで、拙速に9月15日を目差して処分の実行と記者会見を強行した。

なお、これに関して、久木野氏に従前の給与の返還の話があるとの報道が見られたが、県立大が、フレックスタイム制を否定してそのようなことをすることは、すなわち、全教員のこれまでの超過勤務手当を速やかに支払わなければならないことを意味する。

## 【 兼業従事実施状況の報告要請に従わなかったとの懲戒理由は不当。 】

これまで何度も代理人弁護士を通じて説明しているごとく、県議会の不当な圧力による特定教員のみ勤務状況調べは被雇用者の平等取り扱い原則に反する行為で、調査を行うのであれば全教員を対象に平等に実施すべきであると繰り返し代理人弁護士が書面にて大学に説明してきた。また、教員の勤務実態を無視して特定教員のみ自己の勤務状況調査を処分することを前提として強いる法的根拠を示すようにとの質問を何度も大学へ書面で行ってきたが大学はこれに答えることはなく、そもそも大学が指示した調査の法的根拠や妥当性について大学は回答を避けてきた。適正、適法に大学からの指示に回答してきたにも関わらず、一方的に大学が求めた報告が提出されなかった事情をもって処分を行うのは不当である。

【 賃金仮払いの仮処分を求めて、昨日 24 日に県立大を相手方として仮処分の申し立てをした。 】

【 懲戒処分書を受けた日から 2 週間以内に行うことができる「不服申し立て」を県立大理事長宛に送付した。 】

### 【 今回の処分に関わる事実経過 】

5 月 15 日	金	公立大学法人は会社議事録、出入国記録調査書などの提出を求める文書を久木野教授に送付。	
6 月 8 日	月	■■■■・■■■■ 弁護士は県立大学事務局と面談し、会社文書の開示は問題がありできないことを直に説明(■■■■)。	
6 月 10 日	水	公立大学法人は会社議事録、出入国記録調査書などの提出を求める同様文書を再度発行。	
6 月 22 日	月	■■■■・■■■■ 弁護士より公立大学法人へ <b>適法な提出根拠を示すように文書にて回答。</b>	
6 月 30 日	火	公立大学法人は提出を指示する適法な根拠を示すことなく同様文書を再再度発行。	
7 月 7 日	火	■■■■・■■■■ 弁護士より公立大学法人へ資料の提出は適切ではないこと、 <b>適法な提出根拠を示すように再度文書により要請。</b>	
7 月 17 日	金	公立大学法人は提出を指示する適法な根拠をまったく示すことなく脅迫的な文書で同様文書を再再再度発行。	
7 月 24 日	金	■■■■・■■■■ 弁護士より公立大学法人へ <b>適法な提出根拠を示して大学らしく対応することを文書により要請。</b>	
8 月 11 日	火		長崎県議会百条委員会(非公開)が開催。
8 月 31 日	月	公立大学法人は久木野教授に翌日(24 時間以内)開催する調査委員会に出席して弁明するよう通知。急な対応は無理なので 9 日～11 日あたりで <b>日程調整して欲しいとの久木野教授の要請を却下、翌日強行すると通告。</b>	
9 月 1 日	火	調査委員会に出席するため久木野教授に <b>同行した■■■■ 弁護士の入室を正当な理由を示すことなく拒絶。</b> 調査委員会は <b>雑談のみ</b> で終了(■■■■)。	

9月2日	水		長崎県議会百条委員会(非公開)が開催。
9月7日	月	公立大学法人は久木野教授に9月10日の教育研究評議会で懲戒理由について弁明するようにと通知書を送付。(弁明書作成時間としても、72時間にも満たない。事前手続の「相当の期間」を満たさない無茶な要請。)	
9月8日	火		長崎県議会百条委員会が開催。
9月10日	木	教育研究評議会に出席するため久木野教授に同行した■■■■弁護士の入室を正当な理由を示すことなく拒絶。教育研究評議会では誰からも質問がないまま久木野教授が簡単な意見を述べただけで終了(■■■■)。(手続きを執ったとのアリバイ作り以外の開催目的が認めらず。)	
9月11日	金	久木野教授は、公立大学法人を相手方として、長崎地裁に懲戒処分禁止仮処分申立て。■■■■弁護士が、同申立て後、直ちに公立大学法人に、FAX及び電話により申立てをした旨連絡。	
9月14日	月	公立大学法人は久木野教授に翌日処分書を交付するので来るよう通知。久木野教授は代理人に送達するよう依頼した。	
9月15日	火	公立大学法人は久木野教授に処分書を交付するのですぐに大学本部棟に来るよう繰り返し電話と電子メールで通知。久木野教授は改めて代理人弁護士へ送達するよう返事。直後に事務局長らは代理人弁護士の事務所へ出掛け、処分書を■■■■弁護士に手交した(なお、この時点で既に公立大学法人は仮処分の副本の送達を受けており、仮処分事件は長崎地裁に係属していた)。当日中に、公立大学法人は記者会見を開き処分書交付を公表。	長崎県議会百条委員会(非公開)が開催。 本社予定地を変更していたことを県側に情報を与えず投資させたのは不作為の詐欺にあたるなどとして県と財団に刑事告訴するよう促す方針を決定。
9月19日	土		長崎県議会百条委員会(非公開)が開催。 詐欺容疑で告訴するなどの法的対応を検討するよう県と財団に求める意見書案をまとめた。公立大学法人へ久木野教授の厳正な対処を求める見通し。
9月29日	火		長崎県議会最終日